

「美の里」プランを契機とした持続的な地域づくりの方向
Prospects for Sustainable Revitalization of Rural Areas with Beautiful Villages Strategy

石田 憲治
ISHIDA Kenji

1. 美しい農村景観を取り巻く要因 ―本報告の背景とねらい―

農村地域の役割への期待が多様化するとともに、生産環境のみならず、生活環境や自然環境面での農村空間の質的向上が要請されつつある。もともと、農村地域では自然の造形を基礎として、水・土の特性及びその背後にある気候風土と調和しながら営まれてきた農業生産活動が地域のたたずまいや土地利用秩序を醸成し、見た目にも美しい農村景観が形成されてきたと考えられる。

しかしながら、大戦後の緊急食料増産や高度経済成長期の生産性偏重による農業の合理化、ならびに産業としての農業の不採算性により、農業生産活動を通じた地域管理が急速に粗放化した。一方で、都市的近代化指向のもとでの個別構造物等へのデザイン性重視は、均整のとれた農村空間の景観構成要素を歪ませる一因ともなった。ところが 1990 年代に入って、いわゆるバブル経済が崩壊すると、国民の価値観の多様化が一層進み、少なくとも人々の意識レベルでの農村還流の兆しが見え始める。

本報告では、主として 1990 年代以降の美しい農村地域づくりの取り組み経緯を概観し、2003 年 9 月に公表された「水とみどりの『美の里』プラン 21」¹⁾を契機として、農村地域に安定的な活力をもたらす、持続的な「地域づくり」を実現するための課題と方向性を考察する。

2. 1990 年代以降の美しい地域づくりの取り組み

1970 年代以降、都市との格差解消のため生活環境の利便性向上に主眼をおいてきた農業農村整備は、1990 年代に入ると、自然環境の豊かさに象徴される農村地域の利点を活かしてアメニティを重視した整備へとその力点が転換される。そして、農村地域を非農業者の定住空間や都市住民との交流の場として捉えた農村整備の視点が施策に具現化される。具体的には、①農業の多面的機能の発揮、②農村のコミュニティ機能の維持・向上、③豊かな自然環境や景観を重視した地域づくり、などに主眼をおいた農業農村整備事業が本格的に取り組みされるのである。

1992 年以降、「美しいむらづくり特別対策事業」など、10 年間にわたって 3 期の「美しいむらづくり対策」事業が推進され、先進的なモデル地区の認定や支援事業が実施された。また、1998 年創設の田園空間整備事業においても、全国 50 余の地区で地域の歴史や伝統文化、水・土・景観等の地域資源を活用して、地域全体を博物館のように見立てる、美しく活力に満ちた地域づくりが進められている。

施策や制度面からの検討もなされ、1990 年代前半には農業農村整備事業制度の再編がなされた。農業基本法も見直され、1997 年の食料・農業・農村基本法の制定を受けて、土地改良法の改正（2001 年）、自然再生推進法の制定（2002 年）、そして、現在、景観法の制定が進められており、美しい農村空間の形成に向けた関連諸制度の充実が図られつつある。

さらに、農村における美しい地域づくりは、都市を含む国土全体の課題でもある。健全な農村空間の形成は都市再生プログラムにも不可欠な要素であるという認識のもとに、総

農業工学研究所 National Institute for Rural Engineering

キーワード：農村景観、農業農村整備、都市・農村交流、美しいむらづくり、多面的機能

合科学技術会議の主導による自然共生型流域圏・都市再生技術研究では、都市・農山漁村を含む流域圏の良好な自然環境の保全等の技術研究開発が省庁の枠組みを超えて進められている²⁾。「美しい町づくり条例」や「伝統的建造物群保存条例」を制定して、茅葺きの民家を保存しながら、農村の風景を都市との交流の目玉の一つに位置づけている京都府美山町の取り組みは、農村景観が国民全体の資源として位置づいていることを示唆している（写真1）。



写真1 茅葺き民家の集落
（京都府美山町）

3. 農村における美しさの条件と農村景観の特徴

美しい農村が形成される条件として、①核となる資源が存在すること、②それらの資源が有効活用されていること、③生産と関わり躍動感を有していること、④点的施設にとどまらず面的の広がりやネットワークを有していること、⑤地域の個性や自然的特性に適合していること、をあげることができる。コンクール等での顕彰実績をみても、受賞地区はこれらの条件を兼ね備えていることが理解される。

農村景観の特徴は、農村の土地利用の特徴を反映している。我が国では水田を主体とする農地、里山、集落、ため池・河川はじめ堰や水路等の水辺などの配置やそこでの人間の諸活動が伝統的な土地利用を形成し、そこに農村らしい景観が醸成されてきたと言えよう。したがって、視覚的な美しさの背後にある健全な農業生産活動と地域コミュニティの存在が、農村景観の美しさの具備要件を構成している。

4. 農業農村整備事業による農村景観形成の方向

かつて農村計画における景観整備の課題は、①農村環境特性の活用、②農村環境の改善、③農村地域へのアメニティ産業の導入、であると整理された³⁾。これらは、自然環境との調和、生活環境における利便性の改善、都市・農村交流による活性化対策、と読み替えると、この十数年間の農業農村整備が目指してきた課題でもある。

改正土地改良法では「環境との調和への配慮」、「地域住民の参画」が要請されたが、整備水田に隣接して魚類の遡上に配慮したビオトープ（写真2）やそこでの環境学習は、地域の児童や保護者の農業理解を促すことにも貢献している。美しいむらづくり対策事業を実施したW県R村では、集落の住民代表が環境保全推進員となり清流を守る環境保全活動を実践しながら、住民参加型で村の環境条例制定を実現した。



写真2 工夫した魚道とビオトープ

農業が自然や生きものと共生する風景は、長年の農業的土地利用の上に醸成されたものである。農業生産活動が低迷すればこうした美しい農村景観が容易に消滅することは荒廃農地の出現からも明らかである。美しい農村の地域づくりは、活力ある安定的な農業の継続に依存している。したがって、農村景観形成の施策は農業対策そのものと軌を一にしなければならないと判断される。

引用文献

- 1) 農林水産省（2003.9）：水とみどりの「美の里」プラン2 1－個性ある魅力的な農山漁村づくりに向け
て－、22p.
- 2) 総合科学技術会議（2001.9）：総合科学技術会議・分野別推進戦略（環境分野）。
- 3) 蓑茂寿太郎（1981）：農村計画における景観、リクリエーション計画に関する考察、農村計画、No.24.